

令和7年蘭越町議会第2回臨時会会議録

○開会及び閉会

令和7年 4月30日

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時20分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（10名）	1番	佐々木雄三	2番	北山 正一
	3番	淀谷 融	5番	金安 英照
	6番	向山 博	7番	難波 修二
	8番	赤石 勝子	9番	柳谷 要
	10番	永井 浩	11番	熊谷 雅幸

欠席（なし）

○会議録署名議員

5番 金安 英照 6番 向山 博

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	小林 俊也
教育長	渡邊 貢	総務課長	梅本 聖孝
税務課長	名越 義博	住民福祉課長	福原 明美
健康推進課長	谷口 敦哉	農林水産課長	田縁 幸哉
建設課長	北山 誠一	商工労働観光課長	水上 昭広
教育次長	今野 満	総務課参事	亀山 亨
総務課まちづくり推進係長	竹本 貴昭		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 津村 智之 書記 及川 拓真

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の行政報告及び提案理由の大綱説明
- 日程第4 常任委員の選任
- 日程第5 議会運営委員の選任
- 日程第6 議案第1号 第6次蘭越町総合計画後期基本構想の策定について
- 日程第7 議案第2号 蘭越町税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第3号 蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第4号 動産の取得について（資源ごみ収集車）
- 日程第10 議案第5号 令和7年度蘭越町一般会計補正予算（第1号）

○議長（熊谷雅幸） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

これより、令和7年第2回蘭越町議会臨時会を開催いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

説明出席者につきましては、名簿をお手元に配布していますので、御了承願います。

○議長（熊谷雅幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、5番金安議員、6番向山議員を指名いたします。

○議長（熊谷雅幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員長からお諮り願います。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 皆さんおはようございます。

令和7年第2回蘭越町議会臨時会の開会に当たりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は本日1日間といたします。

日程につきましては、皆様にお配りしております日程表のとおり行いたいと思いますので、議長より、よろしくお取り計らいのほどをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） お諮りします。

ただいま議会運営委員長からお諮りのとおり、本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間とすることに決定しました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第3、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を願います。

金町長。

○町長（金秀行） おはようございます。

第2回蘭越町議会臨時会を招集しましたところ、大変御多用の中、議員の皆様方の御出席をいただきまして、本臨時会が開催できますことを、まずもってお礼を申し上げたいと存じます。

第1回蘭越町議会定例会が開催されました、3月19日以降の行政報告については、お手元に資料としてお配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について、口頭で御報告を申し上げます。

1ページ、3月24日、月曜日、15時から、この日はかわたびほっかいどう優秀賞授与式が挙行され、本町で30年以上続く河川清掃活動尻別川クリーン作戦が、優秀賞として受賞されました。このかわたびほっかいどうとは、北海道開発局が水辺にまつわる優れた取り組みを表彰するもので、当日は小樽開発建設部大野次長より記念の盾をいただいております。

なお、後志管内での受賞は初めてとのことでございます。

3月25日、11時と15時30分から、この日は札幌市でジャパンケーブルキャスト株式会社並びに北海道テレビ放送株式会社それぞれとの間で包括連携協定を締結いたしました。

本協定は、4月から運用を開始している地域防災情報アプリとテレビを活用した自治体情報配信サービスの導入に関わり、地域防災の情報伝達や地域の特性を生かしたまちづくりなどを旨とするを目的に、ジャパンケーブルキャストの大熊最高執行責任者、HTBの寺内社長同席のもと、協定を締結したものでございます。

本システムの運用により、有事の際の防災機能としての役割はもちろん、平常時においても慶弔関係の情報や町道の通行止めに関する情報などをリアルタイムにお知らせすることができ、また、イベントや町の行っている助成事業などの情報発信のツールとして、関係機関等も同様に活用してまいりたいと考えているところでございます。

2ページ、3月27日、木曜日、9時30分から、この日は認定NPO法人みらいプラネットの有富健会長が人権学習啓発図書の本町に寄贈されるため、来庁されております。

当該NPO法人は、笑顔あふれる共生社会の実現を活動目標に掲げ、山口県防府市で活動を行っており、今回寄贈いただいた図書は、難病患者や障害者、犯罪被害者等のいわゆる社会的弱者と呼ばれる方の二次被害をなくすため、健全な心の育成や次世代教育の推進を念願し小学生向けに製作されたもので、これまで全国56の自治体や団体に寄贈されております。

この日は60冊の寄贈を受けたことから、後日、小中学校と花一会図書

館に配布しておりますが、先般、200冊が追加で寄贈されており、児童生徒が人権について理解を深める教材として学校や家庭で活用してもらいたいと考えております。

なお、当該図書のイラストは、本町出身の磯村藍さん、旧姓今川さんが担当されており、私としても本町出身者の活躍を大変嬉しく感じた次第でございます。

3月31日、月曜日、15時から、この日は企業版ふるさと納税寄附目録贈呈式を執り行いました。

札幌トヨタ自動車株式会社様から本町のゼロカーボンに向けた町民向けの情報発信をはじめ、新エネルギービジョンの改正や脱炭素化に向けた各種取り組みに賛同し、蘭越町へ寄贈したいとの意向があり、札幌トヨタ自動車株式会社相茶省三社長、小樽支店長沢支店長、倶知安店佐藤店長参加のもと、目録贈呈式を執り行ったところでございます。

4ページ、4月12日、土曜日、6時から、この日は育苗施設において育苗施設安全祈願祭を執り行いました。

育苗施設の播種作業は、昨年と同日の4月12日に開始しておりまして、健苗マットの出荷と操業の安全を祈願したところでございます。

今年の利用戸数は58戸、供給マット数は中苗マット17万1,842枚で、面積換算で491ヘクタール、密苗マットは2万1,180枚で、面積換算141ヘクタールで、合計でマット数は19万3,022枚、面積換算で632ヘクタールでございます。

出荷については、中苗マットは14日から始まり25日に終え、密苗マットについては5月3日までに出荷を終了する予定でございます。

出荷している苗の生育でございますが、今年は雨の日が多く、低温気味が続いておりまして、職員が巡回確認している中では生育は遅れ気味との報告を受けております。

今後、天候が回復されて、豊穣の秋につながることを念じ育苗施設の運営状況について、行政報告を終わらせていただきます。

4月14日、月曜日、14時から、この日は昆布温泉病院を訪問し、100歳に到達されました曾山サヨさんに長寿お祝い金と記念品を贈呈いたしましたところでございます。

5ページ、4月16日、水曜日、9時30分から、この日は北海道議会の富原亮議長が来町され、育苗施設を視察をしております。

私と熊谷議長、小林副町長が出迎えて、後志総合振興局瀧川振興局長、今泉産業振興部長も同行され、施設等の概要説明を行い、播種作業や出荷

作業を見学され、土から芽が数ミリ出ている出荷状態のマットを御覧いただきました。

主食米のおよそ4割に当たる面積分の苗を町が直営で供給しているとの説明に驚かれ、ブランド米らんこし米を支える大変な事業との評価をいただいたところでございます。

また議長の曾祖母が富原家から嫁いで御親戚となる字吉国の宮武正人さんも出迎え懇談をされたところでございます。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について御説明を申し上げます。

議案第1号については、蘭越町総合計画策定条例第5条の規定に基づき、第6次蘭越町総合計画の後期基本構想についての議決をお願いするものでございます。

議案第2号については、蘭越町税条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、蘭越町税条例についても所要の改正が必要であることから、条例の一部を改正させていただくものでございます。

議案第3号については、蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険制度の維持を目的として国民健康保険税の限度額の見直しと、所要の改正が必要であることから、条例の一部を改正させていただくものでございます。

議案第4号については、動産の取得について議決をお願いするものでございます。

資源ごみ収集車を取得するものでありまして、随意契約により金額1,064万8,000円、北海道市町村備荒資金組合を通じて購入するものでございます。

この資源ごみ収集車1台の購入につきましては、条例の規定により議決をお願いするものでございます。

議案第5号については、令和7年度蘭越町一般会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ1億489万円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主な内容ですが、総務費では、蘭越町再エネ設備導入可能性調査等事業委託料5,038万円など合わせまして5,075万円の追加。衛生費では、蘭越診療所診療用照明器具ほか31万8,000円などを合わ

せまして、52万7,000円の追加。農林水産業費では、らんこし米ブランド化販路拡大業務委託料440万円など合わせまして、513万円の追加。商工費では、蘭越町くらし応援商品券配布事業4,598万7,000円など合わせまして4,847万8,000円の追加をお願いするものでございます。

歳入については、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金が5,038万円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,080万6,000円などを合わせまして、歳入総額1億489万円を充当するものでございます。

なお、詳細については議案の説明のときに担当課長から説明をいたします。

以上で行政報告及び提案理由の大綱の説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

○議長（熊谷雅幸） 日程第4、常任委員の選任を行います。
委員選出のため、暫時休憩をいたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 常任委員につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、総務文教常任委員に2番北山議員、3番淀谷議員、7番難波議員、9番柳谷議員、11番熊谷議員。経済建設常任委員会委員に1番佐々木議員、5番金安議員、6番向山議員、8番赤石議員、10番永井議員。

以上のおおりに指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました議員を、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

なお、各常任委員会において、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にきておりますので、報告いたします。

総務文教常任委員長は3番淀谷議員、副委員長は7番難波議員。経済建

設常任委員長は8番赤石議員、副委員長は6番向山議員。

以上のとおり互選された旨、報告がありました。

これで常任委員の選任を終わります。

○議長（熊谷雅幸） 日程第5、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、議会運営基準135条の規定により、総務文教常任委員から2名、経済建設常任委員から3名を選出し、会議に諮って決めることと規定しております。

議会運営委員については、先ほどの各常任委員選考の際に併せて協議されております。

議会運営委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、7番難波議員、9番柳谷議員、1番佐々木議員、6番向山議員、8番赤石議員を選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま選任しました議員が議会運営委員に決定しました。

なお、議会運営委員会において委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にきておりますので、報告いたします。

委員長は7番難波議員。副委員長は6番向山議員。

以上のとおり互選された旨、報告がありました。

これで議会運営委員の選任を終わります。

○議長（熊谷雅幸） 日程第6、議案第1号第6次蘭越町総合計画後期基本構想の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

亀山総務課参事。

○総務課参事（亀山亨） ただいま上程されました、議案第1号第6次蘭越町総合計画の後期基本構想の策定について御説明を申し上げます。

第1章、計画の概要といたしまして、配付させていただいております第6次蘭越町総合計画後期基本構想の6ページを御覧願います。

まず、策定の趣旨でございますが、本町では平成30年第3回定例会において制定されました蘭越町総合計画策定条例に基づき、令和2年3月に議決を経て、令和11年度を目標年次とした第6次蘭越町総合計画基本構想を定め、町民誰もが安心して心豊かに暮らし続けるために、町民一人一

人がまちへの愛着と誇りを持って生き生きと活躍し、未来に向けて果敢に挑戦し続けるまちを目指し、議会や町民の皆様の御理解と御協力を得ながら推進してまいりました。

計画の策定以来、5年が経過し、この間、人口減少と超高齢化社会の急速な進行、インバウンドの増加や新型コロナウイルスによる過去に経験のない感染症の拡大など大きな試練に直面し、生活様式の変化や物価上昇など大きな変革の中にありました。

基本構想の計画期間は10年間と掲げるものとしながらも、社会情勢や国の制度の動向等を勘案しまして、中間年度に計画を見直すこととされており、前期計画の満了に当たり、これまで取り組んでまいりました施策の進捗状況や実績を検証するとともに、各施策において新たに生じた課題や社会情勢により変化した課題に対する的確な対応を図るため、中間年度であります後期基本計画の策定期間を迎えました。

そのため、昨年から今年にかけて、前期計画の内容に基づき後期計画の草案を作成し、10名の委員からなる総合計画総合戦略推進会議での協議事項を盛り込み、5年間の取組内容や指標の現状値への更新、パブリックコメントなどを実施いたしました。

後期計画の内容について簡単に説明させていただきます。

6ページ後段、策定に当たっての基本的な考え方につきましては、本総合計画が町の最上位計画として掲げられており、全ての計画の方向性と整合性が図られるよう、また厳しい財政環境に耐えうる実効性のある計画とすべく予算編成と連動できるよう、政策体系を構成しております。

ページをおめくりいただきまして、8ページの総合計画の構成についてでございますが、これらにつきましては、第6次計画策定時のものを踏襲すべき内容となっております。

つづきまして、10ページから18ページまでは、町の現状といたしまして、人口動態や産業分野等の推移等、計画当初と同様の構成とし、最新の現状値を更新したものとなっております。21ページを御覧ください。

第3章では、計画当初と同様、本町の重点施策として抱える課題を列挙してございます。

23ページからの第4章施策推進の考え方から、第5章まちづくりの基本目標につきましては、大きな変更はございませんが、27ページ、第6章におきまして、国で取組を行っておりますデジタル田園都市国家構想の実現に向け、本計画におきましても、デジタル技術の活用によって課題の解決や取組など目標の達成を目指すこととしております。

28ページからは、実行計画の基本と施策編といたしまして、第1章の新たな時代に適した行政体制づくりのためから、78ページの第9章水環境づくりのためにと、九つの章を設け、現状と主要課題から5年間の主な取り組み、また、主な事業と内容を掲載し現状の値など最新のデータの更新を行っており、さらに施策の方針ということで、今後の取組方法や運用を掲載しており、施策の内容については、具体的な事業名などを掲載しております。

80ページからは、蘭越町まち・ひと・しごと創生総合戦略として計画に掲載し、当初計画から蘭越町人口ビジョンを見直し、長期的な将来人口の推計人口を掲載しております。

また、DX関連の内容を掲載させていただいており、重点施策や目標などは5年間の主な取り組みや今後の施策の方針を掲載させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

蘭越町総合計画策定条例第5条の規定に基づき、第6次蘭越町総合計画の後期基本構想について議会の議決を求めるものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第1号第6次蘭越町総合計画後期基本構想策定については、総務文教委員会に付託し閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって議案第1号は、総務文教常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第7、議案第2号蘭越町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

名越税務課長。

○税務課長（名越義博） ただいま上程されました、議案第2号蘭越町税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正理由は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布されましたことにより、蘭越町税条例につきまして、所要の改正が必要でありますことから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

今回の主な改正は、令和8年度分の個人住民税の特定親族特別控除額の規定の創設、軽自動車税種別割の標準税率に関わる二輪車の車両区分の見直し、固定資産税減額措置に係る手続き規定の追加、令和8年度分のたばこ税の加熱式たばこの課税方式の見直し、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による規定の整備などでございます。

参考資料②、蘭越町税条例の一部を改正する条例の概要により御説明申し上げますが、今回の改正に伴う施行年月日につきましては、備考欄によるものでございます。

また、法令及び条例改正に伴う条項や文言の整理につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、参考資料1ページを御覧願います。

第18条は、公示送達に関する規定で、インターネットを用いることにより、不特定多数の者が閲覧できるようホームページに掲載することを想定し、公示送達方法の定義を示した省令改正に伴う規定の整備で、第18条の3は納税証明事項に関する規定で、第18条の改正に伴う規定の整備であり、地方税法等の一部を改正する法律、令和5年法律第1号、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。

第33条の2は所得控除に関する規定で、所得割の納税義務は生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、一定の所得を超え控除対象扶養親族に該当しない場合でも、控除額が所得に応じて段階的に低減する仕組み、特定親族特別控除額の規定の創設であり、令和8年1月1日から施行するものです。

第35条の2は、町民税の申告に関する規定で、第1項は特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備であり、令和8年1月1日から施行するもので、第10項は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下、番号利用法といたしますが、この法律改正に伴う条項のずれによる規定の

整備であり、令和7年4月1日から適用するものです。

第35条の3の2は個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に関する規定で、法律改正に伴う記載事項に特定親族を追加する規定であり、令和8年1月1日から施行するものです。

第35条の3の3は個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定で、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の規定の整備であり、令和8年1月1日から施行するものです。2ページを御覧ください。

第62条の2は、施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項、区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税の規定による補正の方法の申し出に関する規定で、番号利用法改正に伴う条項のずれによる規定の整備であり、令和7年4月1日から適用するものです。

第81条は、軽自動車税種別割の税率に関する規定で、二輪車の車両区分の見直しに伴い、総排気量125CC以下で、最高出力を4.0kW以下、50CC相当に制御した新基準原付バイクに係る軽自動車税種別割の標準税率を年額2,000円、50CC原付と同額とする規定の整備であり、令和7年4月1日から適用するものです。

第88条は種別割の減免に関する規定で、第2項第2号は番号利用法改正に伴う条項のずれによる規定の整備で、第2項第5号は第81条の区分の見直しによる減免申請書の記載事項に係る規定の整備であり、令和7年4月1日から適用するものです。

第89条は、身体障害者に対する種別割の減免に関する規定で、道路交通法改正に伴い、免許情報記録、マイナ免許証の運用開始により、減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定の整備であり、令和7年4月1日から適用するものです。

第138条の3、特別土地保有税の減免に関する規定及び第148条入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告に関する規定で、番号利用法改正に伴う条項のずれによる規定の整備であり、令和7年4月1日から適用するものです。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、いわゆるわがまち特例に関する規定で、法律改正に伴う条項のずれによる規定の整備であり、令和7年4月1日から適用するものです。

3ページを御覧ください。

附則第10条の3は、新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定で、法律改正に伴う第14

項に特定マンションに係る特例で、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できる規定の創設とこれに伴う条項のずれによる規定の整備でございます。令和7年4月1日から適用するものです。

附則第10条の4、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等に関する規定及び附則第10条の5、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等に関する規定で、法律改正に伴う条項の廃止による規定の削除であり、令和7年4月1日から適用するものです。

附則第10条の6は、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等に関する規定で、附則第10条の4及び附則第10条の5の前2条の規定の削除に伴う条項のずれによる規定の整備であり、令和7年4月1日から適用するものです。

附則第16条の2の2は、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例に関する規定で、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準額の特例により、重量のみに応じて紙巻きたばこに換算する方式とし、一定の重量以下のものは紙巻きたばこ1本として課税する仕組みとする特例の創設であり、令和8年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号蘭越町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第8、議案第3号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

名越税務課長。

○税務課長（名越義博） ただいま上程されました、議案第3号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

今回の改正理由は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されましたことにより、本町の国民健康保険制度維持を目的として、国民健康保険税の限度額の見直しと所要の改正が必要でありますことから条例の一部改正をお願いするものでございます。

参考資料③、新旧対照表により御説明申し上げます。

変更箇所はアンダーラインを引いてございます。

それでは、参考資料1ページを御覧願います。

第2条は課税額についての規定でございます。第2項中、基礎課税額の限度額を65万円から1万円を引き上げ66万円とするものでございます。

また、第3項中、後期高齢者支援金等課税額の限度額を22万円から4万円を引き上げ、26万円に改め、全体では5万円引き上げを行うものでございます。

この改正による影響ですが、介護納付金が必要のない40歳未満65歳以上の世帯は現行の87万円から92万円となり、13世帯が該当となる見込みでございます。

また、介護納付金が必要となる40歳以上65歳未満の世帯は現行の104万円から109万円となり、38世帯が該当となる見込みでございます。

なお、税率は変えておりませんので、限度額に達していない被保険者につきましては影響はございません。

第23条は、国民健康保険税の減額についての規定でございます。第1項は第2条の改正に伴い、第1項中、65万円を66万円に、2ページになります。22万円を26万円に改め、5割法定軽減の規定であります。第2項中、29万5,000円を30万5,000円に、2割法定軽減の規定であります。第3項中、54万5,000円を56万円に改めるものでございます。

参考までに、令和6年度の国民健康保険税当初課税時で算定いたしましたところ、2割軽減から5割軽減となる世帯は3世帯、新たに2割軽減となる世帯は7世帯該当するものであり、税額では12万7,500円の減額となりました。

3ページを御覧願います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものです。

また、改正後の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号蘭越町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第9、議案第4号動産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ただいま上程されました、議案第4号動産の取得につきまして御説明申し上げます。

本件は、予定価格が700万円以上の動産の取得であるため、地方自治

法第96条第1項第8号の規定によりまして、議会の議決に付すべき金額を定めた本町の条例に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

動産の種類は、資源ごみ収集車1台で、契約の方法は、随意契約でございます。

取得金額につきましては、消費税96万1,730円を含む1,064万8,000円でございます。

納入につきましては、令和7年6月30日までとしております。

契約の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長棚野孝夫氏としております。

以上で説明を終わります。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号動産の取得についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第10、議案第5号令和7年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） ただいま上程されました、議案第5号令和7年度蘭越町一般会計補正予算第1号につきまして御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は75億9,500万円で、歳入歳出それぞれ1億489万円を追加し、76億9,989万円とするものでござい

ます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

次に、債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正によるものです。後ほど説明いたします。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。

7ページを御覧ください。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額37万円。特定財源のその他は構成町村負担金です。12委託料40万円。後志連携地域構成町村新規採用職員研修業務委託料。18負担金補助及び交付金3万円の減。後志管内15町村が共同で新規採用職員の研修を実施する事業について、今年度、蘭越町が幹事町村となって実施することとなり、研修業務委託料として本町で予算措置し、構成町村から負担金を充当するものでございます。

15目気候変動対策・貝の館費、補正額5,038万円。特定財源の国道支出金は、経済産業省のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金です。12委託料5,038万円。蘭越町再エネ整備導入可能性調査等事業委託料は、山村開発センターの改修に向け、再エネ設備の導入についての基本設計を実施するほか、幽泉閣における太陽光発電や未利用温泉熱の活用調査、町民プールにおける再エネによる温水化の調査を行うものです。

4款衛生費 1項保健衛生費 2目予防費、財源内訳の変更で、自治体健康管理システムと予防接種台帳システムの改修が、マイナンバー情報連携体制整備事業補助金46万8,000円に該当したことから歳出に充当するものです。

6目蘭越診療所費、補正額52万7,000円。11役務費20万9,000円。簡易薬袋発行プログラム導入手数料は、電子カルテシステムに導入することで患者の情報、薬の情報を印刷し、薬袋、処方箋の袋のこととございますが、こちらに貼付することで患者が確認しやすく、また薬剤師も患者への説明がしやすくなることから導入するものです。17備品購入費31万8,000円。診察用照明器具とPTP除包機を購入するもので、診察用照明器具は故障したことから更新するもの。また、PTP除包機はシートの錠剤を除包するもので、現在は一包化、服用のタイミングごとに一つの袋に複数の薬を入れるものでございますが、こちらのために一つ一つ手作業で行っておりますけれども、効率化、また、患者の待ち時間

短縮のため購入をするものです。

6款農業水産業費 1項農業費 3目農業振興費、補正額460万円。特定財源の国道支出金は、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金です。10需用費20万円。消耗品費20万円で、光合成細菌を活用した生産技術体制確立のための実証試験について、取組事業者の拡大により予算を補正するものです。12委託料440万円。らんこし米ブランド化販路拡大事業委託料です。

12目研修農業費、補正額53万5,000円。8旅費23万5,000円。職員旅費です。18負担金補助及び交付金30万円。負担金として、大阪・関西万博赤紫蘇プロモーションに産学官連携事業として取り組んでいる赤紫蘇の商品を、5月3日に万博会場にて出品するため、職員の旅費と参加経費を負担金として予算措置するものです。

7款商工費 1目商工費 2目商工振興費、補正額4,740万円。特定財源の国道支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。10需用費16万3,000円。消耗品費、商品券の印刷製本費です。11役務費125万円。商品券の送料として郵便料125万円です。18負担金補助及び交付金4,598万7,000円。蘭越町くらし応援商品券配布事業は、物価高騰対策として国からの交付金を活用し、町民1人当たり1万円の商品券を交付するものです。

4目観光費、補正額107万8,000円。17備品購入費107万8,000円。イベントなどで活用いたしますマスコットキャラクターらぶちゃんの着ぐるみを更新するものです。

続きまして、歳入に戻ります。

6ページを御覧ください。

14款、16款は説明を省略いたします。

21款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額1,846万6,000円。繰越金1,846万6,000円は、前年度繰越金です。

続いて、3ページです。

第2表債務負担行為補正です。

変更で、資源ごみ収集車購入で限度額を1,115万4,000円と変更するものです。

これは、備荒資金組合の償還利息について、当初、予算編成時に想定していた利率が昨今の金融情勢もあり上昇したため、予算に不足が生じるため補正が必要となったものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。
1 番佐々木議員。

○1 番（佐々木雄三） 1 番佐々木です。

8 ページの農林水産業費の農業振興費、こちらの委託料で、らんこし米ブランド化販路拡大業務委託料440万円が計上されてますが、これはおそらく、財源がエネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金ということだと思ってるんですが、こちら調べたら、経産省、エネルギー庁のほうのものだと思ってるんですが、これ三つ、多分、目的が、対象要件があったと思ってるんですが、これどういった要件、販路拡大とかっていうのはちょっと厳しそうないメージがあったんですが、どういった提案で採択されたものなのか。それとも、こちらですね、再エネ設備導入可能性調査等のほうの1本で出したものなのか。2本出して採択されたものなのか。ちょっと詳しく説明していただけたら助かります。

○議長（熊谷雅幸） 田縁農林水産課長。

○農林水産課長（田縁幸哉） 佐々木議員の御質問にお答えします。

らんこし米ブランド化販路拡大業務委託料ということで、御指摘のとおりですね、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金、これを活用して事業のほうを実施するということでございます。これは昨年からやってる事業でして、2年目ということでございます。このですね、事業の目的の中にですね、一昨年というか、2年、3年前、2年前、蒸気噴出のですね、関係でですね、らんこし米ブランドを、らんこし米のブランドをですね、それが毀損したと、そういうような関係でですね、そのためのですね、ブランド化、それから販路拡大という、そういう事業に、そういう内容でですね、取組を進めるという関係で、この交付金を受けて事業を進めるということでございます。そういうことで御理解いただきたいと思っております。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。

5 番金安議員。

○5 番（金安英照） 8 ページのですね、万博の赤紫蘇プロモーション事業なんですけど、これよく万博に入ったなと思って見てたんですけども、これはあれですかね、このキャンペーン期間って、その1 回だけのキャンペーンというか、何かそういう催事の出すものなのかね、それかもう何だろう、万博開催中、常時そういうものをね、何て言うんだろう。プロモーションできるものなのか、ちょっとそのへん教えてもらえますか。

そして、よくこれ入れたなと思ったんですけども、そのいきさつなんかもちょうと教えてもらえればと思います。お願いします。

○議長（熊谷雅幸） 田縁農林水産課長。

○農林水産課長（田縁幸哉） 大阪・関西万博赤紫蘇プロモーション事業、この関係の御質問にお答えしたいと思います。

この事業につきましてはですね、5 月3 日ですね、10 時から13 時までですね、この1 日、この時間帯のですね、中でですね、ブースを借りてですね、そこで赤紫蘇に関連したですね、商品を外国、主に外国の方にもPR するというところでございます。これに出展するですね、きっかけはですね、昨年、大阪でですね、フーデックスっていう見本市っていいですか、そちらのほうにですね、この赤紫蘇のほう出品をしまして、その中でですね、万博のその商品の出店の権利っていいですか、そういうものですね、付与されたものですから、それを利用してですね、今回、利用、万博のほうに参加というふうになった経緯がございまして。そういうことで御理解いただければと思います。

それで、万博自体はですね、4 月13 日から10 月13 日まであるんですけども、今回はこの1 回限りということでございます。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

3 番淀谷議員。

○3 番（淀谷融） まず繰越金についてちょっとお伺いしたいんですけども、この部分で今回、1,846 万6,000 円ということで補正されて、これはまだ出納整理期間中ということになっているわけですが、3 月の定

例会のときにも見通しとしてどれぐらいの繰越金が出るんだろうということでお伺いしたところ、まだ把握できてないということで、当初で5,000万見てるからそのへんでっていうことであつたんですけども、今回、この部分で1,800万、当初で5,000万みてるということでありますので6,800万っていうことで、この時点でどのぐらいの繰越金を見込まれているのかお伺いしたいというのが一つ。

それと、このエネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金ということで、これ令和5年から同じようにして補助金をいただいて事業展開してきているわけなんですけども、毎回、これいつも、この時期、臨時会で補正されているということなんですけども、当初予算にどうして計上、これを、これをやるのにできないのか。これは経済産業省のほうから当初予算に載せてはいけないという指示が出されているのか。そのへんちょっとお伺いしたい。先ほど同僚議員も言ったように、農林水産業費も、そちらも去年からやっているということで、当初予算から計上できるのではないかと。そのへんちょっとお伺いしたいのと、それと同じなんですけど、後志の地域の町村会新規採用職員業務委託料、今年度町村でやるとこれも当初からわかっていたんじゃないのかなと。まだ今、3月定例会終わって1か月あまりということで、新規ということで、当初からわかっていたら、当初予算に計上できたんじゃないのかなというふうに思っております。そのへんをちょっとお伺いしたいということと、それと、蘭越町暮らし応援商品券配布事業ということで、町民1人当たり1万円の商品券ということで、具体的な内容というか、いつ頃からやって、町民に配布する予定なのか、そのへんちょっとお伺いしたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（熊谷雅幸） 梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） 淀谷議員から繰越金につきまして御質問いただきました。

まだ令和6年度の会計が動いておりますので、具体的な数字につきましては回答差し控えたいと思っておりますけれども、参考となる数値といたしまして、令和6年度の特別交付税が3月の下旬に決定をいただいたところでございますが、報道などでも御承知かと思っておりますけれども、こちらが大体4億4,200万円の決定をいただいております。令和6年度の予算が3億900万だったと思っておりますので、その差額については、今のところは充当

してないそのへんが一つ大きな参考になるかなというふうに思っております。

それと、令和6年から7年の繰越明許費の一般財源が3,000万、約2,900万必要でございますので、そういった数字諸々考慮いたしまして、今回につきましては1,800万出したというところですが、ちょっと勇気がいったところではございますが、具体的な数字につきましては、今年はやや少なめに、3月の補正予算で工事の執行残につきましてはかなり綺麗に落としておりますので、あまり余裕はないかなというふうには肌感覚としては思っておりますけれども、そういった、現在としては、現状としてはそういう状況だということをお理解いただきたいというふうに思います。

それと、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業の件でございますけれども、こちらの事業ですね、UPZ内の市町村に対しての交付金ということで、幽泉閣の事業からですから、もう何年もかなりやってる、ありがたい事業ではあるんですけども、この現状を言いますと、経済産業省の中でもたくさんの町村から手を挙げて、要望した額満度にあたりませんっていうのは、毎度、申請の段階で言われております。そういった中でも、ここ数年は蘭越町に関しては、いろいろお願いしていることもあって、かなりの金額が措置されているところでございますけれども、今年度のこの決定につきましては、経済産業省からの決定が3月31日でございます。それまでやはり金額、こちらで要望した額、全部つくとは限らないというふうにあらかじめ予告されてるものですから、やはり早い段階での予算措置は穴空いても困りますので、見送ったところでございまして、今回の予算措置になったというところでございます。

それと、研修事業につきましては、こちら当初でやるのは決定しておりましたけれども、幹事町村がどこになるかは決定していなかったため、事務局が後志総合振興局内にありまして、振興局の職員の方にいろいろ手配をいただいております、持ち回りでやるということも決まっておりますけれども、蘭越町にお願いしたいというのは3月に入ってから、振興局の地政課長がいらっしゃってですね、蘭越町にお願いしたいということでお引き受けしたということで、予算に間に合わなかったため、今回、負担金から歳出のほうに委託料のほうに振替をさせていただいたということでございますので、どうぞ御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（熊谷雅幸） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 淀谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、蘭越町暮らし応援商品券配布事業について具体的な内容ということでお答えさせていただきます。

まず、先ほど御説明ありましたが、町民1人当たり1万円分の商品券を配布するというので、まず500円券を20枚綴りで1セットということとさせていただきます。

また、発送時期についてなんですけども、発送については、今のところ5月19日頃から開始させていただいて、全世帯に配布が完了するまでにおおむね2週間程度で配布させていただきたいと考えております。

また、商品券の到着日からですね、使用することができるようになりまして、使用期限としてはプッシュ型ということで、令和7年8月31日までの期限とさせていただきます。

これについては、商工会の商品券取扱店で全て使用できるということになりまして、周知についてもホームページ等、商工会、蘭越町の部分でも周知の徹底を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員。

○3番（淀谷融） はい、ありがとうございます。

繰越金の部分については、おおよその部分でってということで、回答できないということで、自分なりにちょっとですね、繰越金の部分で特交の部分で4億4,200万、言われてるようになってきたと思います。それで当初予算で3億みてたということでありまして、残るとしたら1億4,000万程度ってということになるかなと思います。

それで、今回、6,800万、当初5,000万積んで1,800万の補正ってことで、6,800万ということで、あと残る部分で余裕金っていうのは7,000万ぐらい、7,300万ぐらい、あと不用額っていう部分にはあるんですけども、先ほど言われましたように、前回の部分である程度不用額を調整されたということで、大変、残る部分といたら、あと7,300万ぐらいかな、剰余金として残るのかなと、使えるかなと、大変厳しい財政状況かなというふうに思っております。いつもであれば、大体の繰越3億ぐらい、これの半分ぐらいになってきているという大変厳し

い財政状況になってきているのかなというふうに理解しております。

その部分で今後の補正の部分についても、一般財源ということである程度使えない部分があるので、だから事業にも絞っていただきたい、いかなければならないのかなと思っております。

それと、先ほど言われた再生エネルギー構造高度化・転換事業ということで、経済産業省の部分では、年が明けて1月からの公募ということにされてると思っております。その部分であるんですけども、ある程度、やはりこれは継続して、この3年間で約1億円ぐらいの補助金をいただいているということで、どういう事業っていう部分で、やはり先にですね、当初からこういう事業の、再エネルギーを使っていくっていう事業を、やはり当初予算に計上するのが筋じゃないのかなというふうに理解しております。

これも、前のあったときにもこのような質問させていただいたと思うんですけども、そういう部分である程度のこういうエネルギーに対しての事業展開していくというのであれば、当初予算に計上していくのは、よろしいのかなというふうに思っております。

また、今後についてもどうなのかわかりませんが、またこれを継続して、来年度も使って、再エネの部分について利用されていくのか、今の段階でわからないと思うんですが、見通しについてちょっとお伺いしたいと思います。

それともう一つ、商品券配布ということで、今、使用期間が8月31日ということで御答弁ありましたけども、その期間なんですけれども、できればですね、年度を3月31日までっていうか、使い勝手がいろいろありまして、やはり、今度、今もらっても、ある程度なったらまた燃料が高くなってくると、これからの冬、何て言うか、なっていくような期間もあるかなと思います。そういう部分で一年中使える、この期間中というか、もっと長く使用していただければなというふうに思うんですけども、やはりそのへんは無理なのでしょうか。

それと、この補助金でありますけれども、地域創生の部分の補助金でありますけれども、町としての国からの限度額っていくらなのでしょうか。今、継続されている3,080万6,000円、これが蘭越町の限度額なんですけど、これ以上の限度額っていうのは、交付され、申請すればもらえないのか、そのへんちょっとお伺いしたいです。

○議長（熊谷雅幸） 梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） 淀谷議員の再質問にお答えいたします。

前段の繰越金につきまして、大変厳しい財政状況だということを御理解いただきまして、私たちもその考え方をしっかり共有してですね、令和7年度しっかり臨んでいかなければいけないというふうに考えておりますので、引き続き、御理解をいただきたいというふうに思っております。

それと、エネルギー構造の件でございますけれども、当初予算で仮に計上いたしますと、事業実施の際に交付金がどれだけつくかわからない中で、もし、その差額が出た場合は一般財源になってしまうということもありますし、また繰り返しになりますけれども、経済産業省からは満度に、要望額満度につくってというふうに約束できませんって、これは早い段階で、常々言われる内容、言われることでございますので、やはり大きな金額でございますし、ここはしっかり財源を確保した上で予算計上して事業を実施していきたいというふうに考えております。今後もこの非常に10分の10の、非常に有利な補助金でございますので、今後もしっかり生かしていきたいというふうに考えておりますし、また経済産業省ともしっかり連携を密にして、情報を密にして、引き続き進めていきたいと考えておりますので、この方法につきましては、今後もこういうかたちになるかなというふうに想像、想定、予定しておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（熊谷雅幸） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 淀谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

期間について、今回、3か月ってということなんですけども、これまでのプレミアム商品券とかはやっぱり購入期間と、あと使用期間という部分もありまして、結構、6か月っていうかたちをとらせていただいたんですけども、今回は、町に短期間で商品券を活用していただきたいという部分と、1年間長く、いろいろ内部でも検討したんですけども、やっぱりこの短期間で、今回、3か間っていうかたちで町民の方に使用していただきたいと、今後、期間については検討していかなきゃならないと思うんですけども、今回は3か月というかたちで使用していただきたいという部分で、決めさせていただきましたので、御理解していただきたいと思っております。

あと、商品券の有効期限については、法令で6か間と決めてある部分もありますので、それは6か月まではいけなかったんですけども、今回、3

かというかたちを取らせていただきましたので御理解願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） 大変失礼しました。答弁漏れがありました。

物価高騰対応の臨時創生交付金ですけれども、こちらにつきましては、蘭越町の申請できる額、限度額いっぱいを令和6年度の予算の中から国の本省繰越でいただいたところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員。

○3番（淀谷融） はい、ありがとうございます。ちょっとまたもう1点、もう一つ聞きたいんですけど、よろしいでしょうか。

最後なんですけれども、マスコットキャラクターのぬいぐるみということで、今回、補正していただいて、大変よろしいことだと思っております。

それで、この部分で購入されて、その中に入る人っていうのかな。この動く、着る人っていうか、この部分で多分、職員の方がなるのかなと思うんですけども、やはりこのキャラクターをするのに、自分の考えるのはやはり誰か別に雇って、そのような方の人いろいろなイベントに参加していただいて使っていただくっていう、そのような方法はできないものかちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（熊谷雅幸） 水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） 淀谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

実際、あのキャラクターの申請とかですね、一応そういう部分でも対応させていただいております。今回、着ぐるみに関しても使用したいという申請出していただくと、こちらで、商工労働観光課のほうで許可出させていただいて使用は可能となりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 一つだけお伺いしたいと思います。

今のやり取りで大体理解できてるんですけど、ちょっと角度を変えて、7ページの気候変動対策・貝の館費ですけれども、まず、この数年にわたって国からの補助金を得てやってるわけです。それで、3年間、何の事業に対してこういう調査をしたのかということですね。先ほど、今回の部分については、山開センターと幽泉閣と町民プールのこれからの事業展開についての可能性調査だと。昨年はどうだったのか、その前はどうかだったのか。その調査のどういう事業に結びついていくのかっていうあたりがですね、どうもやっぱり何かしっくりこないというか、理解が難しいなというふうにちょっと感じてるんです。具体的にどうこうっていうことまでは求めませんけれども、そもそもこの15目の貝の館費で計上するっていうことでいいんだろうかと。この展望として、具体的に再エネの設備を導入するための調査費ですけども、具体的にこの後の事業展開がどうなっていくのかっていうことを考えると、目を新設してね、やっぱりそういうふうにしてやっていくということが、より、何と言うんですか、予算執行上からもきちっとできるんじゃないかなというふうに、素人考えですけども、感じるんですけども、これからの展開も含めて、どういうふうに予算措置していくかっていうあたりについてのお考えがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） 再エネ設備導入可能性事業の交付金の件でございます。

この事業、今までの事業の中で一番大きなものといえば、やはり幽泉閣で導入いたしましたヒートポンプの事業は、2億円からの事業だったので、非常に大きな事業だったわけですけども、その後もいろいろ町内の各施設におきまして調査事業を実施しておりまして、議員おっしゃるとおり、たくさんの事業をやりましたので、実際、どこにどういうふうに反映してるんだっていうのが見えづらいというのは御指摘のとおりかなというふうに思いますので、そのへんしっかり整理してですね、町民にも十分わかってもらえるようなものを作っていきたいというふうに考えておりますので、お時間をいただきたいというふうに思います。

また、あの事業の執行に当たって、気候変動対策・貝の館費、こちらの

ほうに措置している件でございますけれども、再エネの調査ということで、気候変動対策の一環といたしまして、この事業を実施しているということもありますので、こちらの科目に措置をしているところでございます。目の新設の考え方につきましては、内部で検討していきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） 難波議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

10番永井議員。

○10番（永井浩） 10番です。

先ほど、淀谷議員からも質問があったんですけども、振興費、商工振興費ですね、国からの補助金が3,080万円だと、それで町民に1人1万円支払うのに一般財源から出てるわけですけども、これ先ほど、限度額がここまでなのかっていう話だったんですけど、これちょっと最初、疑問に思ったのは、例えば、町民に1万円補助するために4,500万ぐらいかかるんですけど、計算したら一般財源から出すのが約36%なんですよ。ただ、これは国からいただくのに、負担率がなんぼで3,080万円しかもらえませんかよっていうのがあるのか。そのへんちょっと確認したかったんです。この比率でいうと、国からもらってるから66%で、一般財源が36%を負担してるわけですけども、これ何か決まりか何かあるのかなと思います。ただ単に3,080万しか来ませんよっていうことなのか、その理由について。

○議長（熊谷雅幸） 梅本総務課長。

○総務課長（梅本聖孝） 物価高騰対応重点支援地方創生交付金につきましては、国の令和6年度の補正予算で措置されたものを、今回、充当いたしまして、商品券の事業に充てたところでございます。

その算定根拠につきましては、人口とか、そちらのそういったものから蘭越町については3,080万ですよということで通知が来た上で、この事業を展開するということになっておりまして、当初、内部では商品券いくらにするかというのをだいぶ議論をしたんですけども、半端な金額で、一般財源を使わないで半端な金額を配るという案も、当然、ありましたが、今回につきましては物価高騰対応し、町民の生活に直結するものでござい

ますので、しっかりやっていきたいという思いから、こういった一般財源を投入いたしまして実施するものでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（熊谷雅幸） 永井議員。

○10番（永井浩） それこそ財政的に大変なところを、一般財源を出してもらって町民も喜ぶと思います。1万円、きちりとした金額で対応したということで、ありがとうございます。終わります。

○議長（熊谷雅幸） 答弁よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号令和7年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 以上をもって、本臨時会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和7年第2回蘭越町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時20分 閉会